

競争入札執行事務処理基準

平成 23 年 4 月 1 日企財第 6 号

改正

平成 29 年 3 月 30 日

令和 5 年 6 月 26 日

(趣旨)

第 1 この基準は、条件付一般競争入札実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け企財第 2 号。以下「条件付要領」という。）及び指名競争入札実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け企財第 3 号）の規定により、町営建設工事に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札の取りやめ等)

第 2 入札参加者が連合し、又は不穏の行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 前項に規定する入札を公正に執行することができないと認められるときにおいて、既に入札が執行されているときは、当該入札を無効とすることができる。

3 指名競争入札において、第 6 の入札辞退者が多数生じたこと等により入札参加者数が 3 者を下回ることとなる場合で、競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札開始前にあつては、入札を取りやめ、入札開始後にあつては、入札を打ち切ることができる。

(開札場所に備える書類)

第 3 開札場所に備え置く書類は、別表第 1 のとおりとする。

(入札参加者の確認)

第 4 入札の執行に当たっては、次に掲げるところにより入札参加者の入札状況を確認するものとする。

(1) 条件付一般競争入札の場合は、入札書類の到着期限経過後に、入札参加者から提出された入札書類により入札状況を確認するものとする。

(2) 指名競争入札の場合は、最初に、入札に付する工事名及び工事場所を読み上げた後、入札参加者を確認するものとする。

(条件付一般競争入札における不参理由の調査)

第5 入札参加資格を認められた者で入札に参加しないものがある場合は、必要に応じ当該不参理由を調査するものとする。

(指名競争入札における入札辞退)

第6 指名競争入札を辞退する者がある場合は、入札執行前には、入札辞退届を入札執行担当課に直接持参又は郵送させるものとし、入札執行中には、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する職員に直接提出させるものとする。

(開札)

第7 開札は、第4による入札参加者の入札状況等の確認後、開札する旨を宣言し、条件付一般競争入札には、入札書を開封し、指名競争入札には、入札書の提出を求めるものとする。

2 工事費内訳書は、入札書と同時に提出させるものとする。

3 開札は、入札書を提出した者(以下「入札者」という。)の立会いのもとに行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

4 開札したときは、入札者の氏名、入札金額及び無効又は失格の事由の有無等を確認し、これを入札調書に記入するものとする。この場合において、記入した事項に誤りがないことを確認するものとする。

(予定価格等の開封)

第8 予定価格調書等の開封は、開札と同時に行うものとする。この場合において、当該予定価格調書等の内容に誤りがないことを確認するものとする。

(落札候補者の指定に係る通知)

第9 条件付一般競争入札において、条件付要領第11第5項の規定により落札候補者を指定したときは、当該落札候補者にファクシミリにより、その旨を通知するものとする。ただし、当該落札候補者が開札に立ち会っていたときは、この限りでない。

2 条件付一般競争入札において、郵送により入札した者のうち開札に立ち会わなかった者への落札候補者名及び落札金額の発表は、開札日当日までに当該入札した者から開札結果確認依頼書の送付があったときに、落札候補者名及び落札金額を記載した開札結果確認依頼書を返送することにより行うものとする。

(落札者の決定)

第10 落札者の決定は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内

の価格（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）であるかを確認するものとする。

(2) 最低入札価格に係る入札書及び工事費内訳書を点検し、落札となるべき者があるときは、条件付一般競争入札にあっては、当該落札となるべき者を落札候補者に指定したうえで入札参加資格があることを確認するものとし、指名競争入札にあっては、直ちに落札者を決定し、落札者名及び落札金額を入札者に発表するものとする。

(3) 前号の条件付一般競争入札における落札候補者の入札参加資格の確認の結果、資格があると認められるときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を文書により通知するものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第11 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ引き対象者」という。）が2者以上あるときは、その旨を入札者に告知するとともに、くじ引きにより落札者を決定する旨を宣言した後、くじ引き対象者に、最初に「くじを引く順番を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせて、落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるとき、又は郵送により入札した者で、くじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項のくじ引きにより落札者を決定したときは、入札調書にくじ引きによる落札である旨を記入し、落札者に記名押印をさせるものとする。

(入札調書への表示区分)

第12 入札調書への表示は、別表第2のとおりとする。

(入札の結果通知)

第13 財政課において執行した入札の結果は、速やかに、次に掲げる書類を添えて工事担当課等の長に通知するものとする。

(1) 予定価格調書

(2) 入札調書

(3) 入札書

(4) 代理人により入札した場合は、委任状

2 工事担当課等において入札を執行したときは、速やかに、当該入札に係る入札調書の写しを財政課長に送付するものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第3関係）

区分	書類
条件付一般競争入札	<ol style="list-style-type: none">1 条件付一般競争入札参加業者一覧2 予定価格調書3 工事費内訳書4 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書5 入札調書
指名競争入札	<ol style="list-style-type: none">1 指名競争入札通知書の控え又は写し2 指名競争入札通知業者一覧3 予定価格調書4 工事費内訳書5 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書6 入札調書

別表第2（第12関係）

区分	表示
落札者を決定した場合	(金額)
落札者がなかった場合	不調
指名競争入札に無断で参加しなかった場合	未受領
指名競争入札において、入札辞退の申出があった場合	辞退
現場説明に参加しなかった場合	現説不参
無効となった入札があった場合	無効
予定価格の制限の範囲内の価格でない価格の場合（予定価格を入札前に公表した場合に限る。）	失格
最低制限価格を下回る価格の場合	〃
入札期日以降落札決定までの間に無効となることが明らかになった場合	無効（資格不適格）
指名停止等による入札参加資格又は指名の取消しがあった場合	取消し
入札辞退者又は不参加者が多数生じたこと等により入札を打ち切った場合	打ち切り
落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あったため、くじ引きにより落札者を決定した場合	くじ (くじを引いて落札となった者の記名押印)

〔記載例〕

様式第3号 (第10関係)

入札調書

入札日時	年 月 日 時 分			
工事名				
工事場所				
予定価格	円	最低制限価格	円	
予定価格(税抜)	円	最低制限価格(税抜)	円	
入札者名	入札額(円)			落札額(円)
	第1回	第2回	第3回	
	0,000,000			0,000,000
	0,000,000			不調
	未受領			
	辞退			
	無効			
	0,000,000			失格
	0,000,000			無効(資格不適格)
	取消し			
	0,000,000			打切り
	0,000,000			くじ
		氏名印		

くじを引いて落札
となった者の記名
押印

(50音順)

備考 入札額(落札額)に当該額の10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格(落札価格)である。

注 指名競争入札の場合は、上表のうち「入札者名」は「指名業者名」とする。